平成２７年（フ）第４６９号
福岡市西区野方３丁目51番15号
債務者　進藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７９号
福岡県大野城市瓦田３丁目11番63号
債務者　永友　和男
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８０号
福岡県糸島市二丈満吉５番地19
債務者　倉津　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８６号
福岡市南区野間３丁目８番12号
債務者　日野　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４８７号
福岡市東区馬出２丁目５番115号
債務者　野田　智代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９１号
福岡県糸島市富508番地54
債務者　高木　雅行
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９７号
福岡市南区向野１丁目３番５号
債務者　吉田　耕司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０５号
福岡県糟屋郡新宮町花立花３丁目４番７号
債務者　厚東　清司
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０６号
福岡市博多区神屋町１番９―1005号
債務者　龍　　勝俊
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０８号
福岡市南区横手２丁目27番10号
債務者　西木戸　弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５２１号
福岡県朝倉市堤381番地１
債務者　溝口孝次郎
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３２号
福岡市中央区高砂１丁目17番13号、前住所福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―303号
債務者　山田　博久
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５４４号
福岡市東区香椎駅前３丁目22番31―208号
債務者　森山　秀茂
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６３号
福岡県糟屋郡新宮町下府５丁目11番53―203号
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２５７号
仙台市宮城野区幸町５丁目４番２―406号
債務者　倉島　厚子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
千葉県市川市大町95番地　市営住宅大町第一団地Ｃ棟407号
債務者　平野葉留江こと　平野　春江
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１４９号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番26棟107号
債務者　鈴木　隆二
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８７号
千葉県市原市古市場532―11グループホームはまの、住民票上の住所千葉県四街道市栗山345番地　県営住宅３棟101号
債務者　夏目　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係